

専決処分の報告について

秦野市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月7日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

秦野市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月17日

秦野市長 高橋 昌 和



理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法の制定による「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の廃止等に伴い、条例で引用する法律の名称及び条項に移動が生じ、並びに用語が改められたため、改正する。

秦野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

秦野市個人情報保護条例（平成 17 年秦野市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

第 3 2 条の 2 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「番号法第 19 条第 7 号」を「番号法第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

報告第12号 秦野市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれるその個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれるその法人その他の団体の役員に関する情報（これらの情報のうち、特定個人情報に該当するものを除く。）を除く。）で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。</u>）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別すること</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれるその個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれるその法人その他の団体の役員に関する情報（これらの情報のうち、特定個人情報に該当するものを除く。）を除く。）で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。</u>）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定</p>

ができることとなるものを含む。)

イ (略)

(2) - (11) (略)

(実施機関及びその職員の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に取り組むことの重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者（事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。以下同じ。）の意識啓発に努めなければならない。

2 (略)

(情報提供等記録の提供先への通知)

第32条の2 実施機関は、訂正決定による情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（その訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、その実施機関以外のもの

の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ (略)

(2) - (11) (略)

(実施機関及びその職員の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に取り組むことの重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者（事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。以下同じ。）の意識啓発に努めなければならない。

2 (略)

(情報提供等記録の提供先への通知)

第32条の2 実施機関は、訂正決定による情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（その訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、その実施機関以外のものに限

に限る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。